

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 特定工場における指定ばい煙の処理方法の改善等の命令 |
| 概要 | 総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命令することができる。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大気汚染防止法第14条第3項 |
| 処分基準 | 総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるとき |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html |
| 備考 | |